

令和2年度二セコ町教育委員会（幼児センター） 会計年度任用職員募集要項

1 採用人員・採用職種・勤務条件 等

募集人員	子育て支援センター保育士〔集落支援員〕 1名
配属先	二セコ町教育委員会 子育て支援センター保育係
勤務内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 二セコ町まちづくり基本条例の理念に即した活動 2 子育て支援センターでの保育全般、二セコ町子育て支援のニーズ調査、子育てマップの推進、子育て支援対策の推進 等 3 町民と行政、集落と集落の連絡調整に関すること 4 集落の推進体制、連携体制づくりの支援に関すること 5 集落の維持活性化対策の支援に関すること 6 地域おこし協力隊の支援活動 7 その他集落支援及び地域の活性化に関し、町長が必要と認めたこと
勤務要件	幼稚園教諭及び保育士資格があれば尚可
任用期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
再度の任用	<p>選考等の能力実証を行った上で、再度任用する場合があります。 <small>（再度の任用の回数に上限はありませんが、任用期間が通算して5年を超えたとしても、無期の任用への転換申込みはできません。）</small></p>
勤務時間及び休日勤務等	<ol style="list-style-type: none"> 1 勤務時間 8時15分から17時まで 2 休憩時間 60分（交代制 11:30～12:30 または 12:30～13:30） 3 時間外勤務の有無（有・無） 4 休日勤務の有無（有・無）
勤務しない日	<ul style="list-style-type: none"> ・土日祝日（ただし、土曜日はローテーションで、または行事等の都合により勤務する場合があります） ・年末年始（12月31日から翌年1月5日まで） <p>※基本的にシフトにより週あたり2日間が勤務しない日となります。</p>
休暇	<ol style="list-style-type: none"> 1 年次休暇 20日間 2 その他休暇 <ol style="list-style-type: none"> ①有給（公民権行使、官公庁出頭、住居の滅失等、出勤困難、退勤途上、結婚休暇、忌引、子の看護、夏季休暇） ②無給（産前、産後、保育時間、短期介護、介護休暇、介護時間、生理日の就業困難、妊産疾病、公務上の傷病、私傷病、骨髄ドナー）
育児休業等	任用期間が継続されることにより取得可能な場合があります。
給与	<ol style="list-style-type: none"> 1 給料の額 月額160,100円から（幼稚園教諭、保育士資格あり） 月額154,900円から（幼稚園教諭か保育士のどちらか） 月額146,100円から（資格なし） <small>※職務経験年数がある方は、経験に応じて加算があります。</small> 2 諸手当 <ol style="list-style-type: none"> ①期末手当 勤務期間に応じて支給 ②通勤手当 通勤距離2km以上の場合支給 ③時間外勤務手当 時間外勤務があった場合に支給

	<p>3 支給日</p> <p>①給料・通勤手当 毎月10日（前月分）</p> <p>②期末手当 7月10日、1月10日</p> <p>③時間外勤務手当 毎月10日（前月分）</p> <p>4 支払い方法 指定口座への振込み</p> <p>5 給与支払時の控除（法令の規定に基づくものを除く） なし</p> <p>6 住居賃貸費補助（世帯：月額75,000円以内 単身：月額70,000円以内）</p> <p>※支給日：翌月の10日</p>
退職に関する事項	<p>1 任用期間が満了した場合には当然に退職します。</p> <p>2 地方公務員法第28条第1項による分限免職、地方公務員法第29条第1項による懲戒免職に該当する場合</p>
退職手当	支給しません
服務	<p>任期中、以下の義務を負います。</p> <p>①法令等及び職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）</p> <p>②信用失墜行為の禁止（同法第33条）</p> <p>③秘密を守る義務（同法第34条）</p> <p>④職務に専念する義務（同法第35条）</p> <p>⑤政治的行為の制限（同法第36条）</p> <p>⑥争議行為等への禁止（同法第37条）</p>
その他	<p>1 社会保険 加入します。</p> <p>2 雇用保険 加入します。</p> <p>3 災害補償 加入します。</p> <p>4 健康診断 実施します。</p> <p>5 その他 公務のため旅行する場合は旅費を支給します。</p>

2 申し込み手続き

市販の履歴書に必要事項を記入し、下記5の問い合わせ先までお持ちいただくか、郵送でご提出ください。（郵送の場合は締切日必着。ファックスおよび電子メールでの申込み不可）

※提出された履歴書等は、理由のいかんを問わず返還いたしません。

3 選考の方法等

提出のあった履歴書により書類選考を行います。
（必要に応じて面接を実施します。）

4 問い合わせ、応募書類提出先

ニセコ町幼児センター 担当：酒井、佐藤（実）、佐藤（昌）
〒048-1501 北海道虻田郡ニセコ町字富士見17番地
電話：0136-44-2121